

平成20年度「iJAMP」情報提供業務	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	(株)時事通信社 東京都中央区銀座五丁目十五番八号	会計法第29条の3第4項	23,688,000	23,688,000	100.0%	近年の社会情勢は日々めまぐるしく展開し、公共事業を所管する行政機関としては、日々のニュース等解説、時々刻々と移り変わる政治・経済・社会情勢についてリアルタイムに的確な情報を収集することにより、業務執行のよりいっそうの向上を図る必要がある。 本業務は、中央省庁や地方自治体の動向について詳細な情報提供を受ける他、内外の政治・経済・社会のニュース等を的確に迅速に受け、日常生活に活用するものである。 時事通信社の「iJAMP」は、中央省庁や地方自治体の動向、経済・社会ニュース等を24時間リアルタイムでインターネット配信しているとともに、同社が提供する具体的な専門性の高い官庁総合情報誌「官庁速報」の記事見出しを「官庁速報ヘッドラインメールサービス」として、毎日Eメールに配信している。 上記の配信情報の提供を受けることにより、業務執行のよりいっそうの向上を図ることができる。 「iJAMP」により配信される情報は全て上記業者が著作権を有するため、本業務を履行できるのは上記業者しかない。 よって、上記業者と随意契約するものである。	12	
毎日新聞 204部 外3件	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	(株)大毎上町 松屋町支店 大阪市中央区釣鐘町2-3-1	会計法第29条の3第4項	-	2,107,656	-	新聞の価格は決定しており、競争の余地がないため	10	
日刊建設工業新聞 228部	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	(株)日刊建設工業新聞社 大阪支社 大阪市中央区天満橋京町2-13	会計法第29条の3第4項	-	2,034,900	-	供給者が一なため	10	
建設通信新聞 192部	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	(株)日刊建設通信新聞社 関西支社 大阪市中央区本町1-3-5	会計法第29条の3第4項	-	1,820,700	-	供給者が一なため	10	
電話料	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ(株) 大阪市北区堂島3-1-59	会計法第29条の3第4項	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	19	
一般乗用旅客自動車供給業務	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	京都交通信販(株) 京都市右京区西京極浜ノ本町70番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	価格による競争の余地がなく、当局が必要とするサービスを有するものが特定されるため	19	
高速道路通行料	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	阪神高速道路(株) 大阪管理 大阪市港区石田3-1-25	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給者が一なため	5	
高速道路通行料	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	西日本高速道路(株) 関西支社 大阪府茨木市岩倉町1-13	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給者が一なため	5	
電話料	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	19	
朝日新聞 276部 外1件	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	朝日新聞大阪中央販売(株) 大阪市北区西天満3-1-11	会計法第29条の3第4項	-	2,019,660	-	新聞の価格は決定しており、競争の余地がないため	10	
官報公告料	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給者が一なため	6	
水道料	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	大阪市水道局長 大阪市住之江区南港北1-14-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給者が一なため	8	
後納郵便料	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	郵便事業(株) 大阪市中央区備後町1-3-8	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給者が一なため	9	
高速道路通行料	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	本州四国連絡高速道路(株) 神戸管理センター 神戸市垂水区名谷町549	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給者が一なため	5	

平成20年度人事管理システム改良業務	布村明彦 近畿地方整備局 大阪府中央区大手前1-5-44	H20.8.8	(株)中国サンネット 広島市中区袋町4番21号	会計法第29条の3第4項	9,229,500	8,925,000	96.7%	本業務は、今後の組織の変更による情報量増加に対応できるように人事管理システムの改良を行い、平成20年度に調達するサーバ及びクライアントパソコンにセットアップするものである。 人事管理システムは、近畿地方整備局職員の人事情報を適正に管理し、効率的に業務を行うためのシステムである。システムの改良及びセットアップ作業に伴いシステムが停止する等の障害が生じた場合は、人事記録、人事異動等に多大な支障を及ぼすことから、システム全体について精通・熟知していることが不可欠である。 上記業者は、人事管理システムを平成9年度に独自に開発した業者であるため、人事管理システムのプログラム、データの構成、処理形態を熟知・精通していることからの確かな判断ができると共に、万一障害が発生した場合についても迅速な対応が可能である。 また、上記業者は著作権法に基づく同一性保持権を行使する旨を申し出ている。 以上のことを総合的に判断して、本業務を実施できる唯一の業者である上記業者と随意契約を行うものである。	19
平成20年度池田町生活再建対策業務委託	川崎将生 足羽川ダム工事事務所 福井県福井市成和1-2111	H20.7.24	池田町 福井県今立郡池田町福荷35-4	会計法第29条の3第4項	-	3,757,000	-	水没者の生活再建対策については、事業及び関係住民と密接な立場にある池田町に委託して実施するのが適切であり、「生活再建対策業務委託基準運用申し合わせ」により、生活再建対策費で実施する場合の委託先は原則として当該地方公共団体とすることとなっているため。	14
平成20年度建物賃貸借料	川崎将生 足羽川ダム工事事務所 福井県福井市成和1-2111	H20.4.1	(株)ボラリス会館 福井県福井市順化1-16-9	会計法第29条の3第4項	-	13,289,604	-	当事務所は、足羽川ダム調査事務所として設置された昭和58年4月から当該建物の一部を事務所庁舎として、(株)ボラリス会館から継続して賃借しており、契約の性質が競争を許さないものであるため。	5
電力料	小俣篤 淀川河川事務所 大阪府枚方市新町2-2-10	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	電力供給者が一に限られる。	8
ガス料	小俣篤 淀川河川事務所 大阪府枚方市新町2-2-10	H20.4.1	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	ガス供給者が一に限られる。	8
電力料	坂本 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-10	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	事業所で消費する電力について他に電力供給者がいないため	8
ガス料	坂本 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-10	H20.4.1	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	事業所で消費するガスについて他にガス供給者がいないため	8
電力料	金田宏一 阪神国道事務所 兵庫県芦屋市川西町14-1	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	長期継続契約のため	19
ガス料	金田宏一 阪神国道事務所 兵庫県芦屋市川西町14-1	H20.4.1	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給者が一なため	8
専用線料	金田宏一 阪神国道事務所 兵庫県芦屋市川西町14-1	H20.4.1	(株)ケイ・オブティコム 大阪市北区西天満5-14-10	会計法第29条の3第4項	-	-	-	長期継続契約のため	19
電話料金	金田宏一 阪神国道事務所 兵庫県芦屋市川西町14-1	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	長期継続契約のため	19
電気料	中村基一 九頭竜川ダム統合管理事務所 福井県大野市中野29-28	H20.4.1	北陸電力(株) 福井県大野市弥生町1番5号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	電気の供給に係る役務契約で、供給可能な業者が他にないため	8
電話料集中払	中村基一 九頭竜川ダム統合管理事務所 福井県大野市中野29-28	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	電話に係る長期継続契約であり、役務提供が可能な業者が他にないため	8
平成20年度九頭竜ダム共同施設維持管理業務	中村基一 九頭竜川ダム統合管理事務所 福井県大野市中野29-28	H20.4.1	電源開発(株) 水力・送変電部 中部支店長 愛知県春日井市十三塚町十三塚3030	会計法第29条の3第4項	1,534,000	1,534,000	100.0%	ダム建設当時(昭和43年)に締結した「九頭竜川長野ダム等の管理に関する協定書」に基づく委託契約であるため	19
平成20年度真名川ダム表層取水設備管理業務	中村基一 九頭竜川ダム統合管理事務所 福井県大野市中野29-28	H20.4.1	福井県知事 福井市大手3丁目17番1号	会計法第29条の3第4項	772,000	772,000	100.0%	ダム建設当時(昭和55年)に締結した「真名川ダム表層取水設備の管理に関する協定書」に基づく委託契約であるため	19

電話料	小島 孝文 近畿地方整備局国営明 石海峡公園事務所 兵庫県神戸市中央区海 岸通29番地	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2 -2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気通信事業者が電気通信役務を提供するため。	8	
再生水道料	小島 孝文 近畿地方整備局国営明 石海峡公園事務所 兵庫県神戸市中央区海 岸通29番地	H20.4.1	淡路市収入役職務代 理者会計課長 淡路市生穂新島8番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	水道事業者であるため。	8	
下水道料	小島 孝文 近畿地方整備局国営明 石海峡公園事務所 兵庫県神戸市中央区海 岸通29番地	H20.4.1	淡路水道事業企業出 納員 淡路市志筑1600番地1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	水道事業者であるため。	8	
電気料	小島 孝文 近畿地方整備局国営明 石海峡公園事務所 兵庫県神戸市中央区海 岸通29番地	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁 目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	電気事業者のため。	8	
上水道料	小島 孝文 近畿地方整備局国営明 石海峡公園事務所 兵庫県神戸市中央区海 岸通29番地	H20.4.1	淡路水道事業企業出 納員 淡路市志筑1600番地1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	水道事業者であるため。	8	
大戸川ダムコア倉庫賃借	岡山公雄 近畿地方整 備局大戸川ダム工事事 務所 滋賀県大津市大 萱1-19-32	H20.4.1	西村建設(株) 滋賀県 湖南市中央3-12	会計法第29条の3第4項	2,425,500	2,425,500	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定され る賃貸借契約等であって該当箇所であれば行政事務 を行うことが不可能なため。	5	
電話料	岡山公雄 近畿地方整 備局大戸川ダム工事事 務所 滋賀県大津市大 萱1-19-32	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区 勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続して契約をしているため、各種割引サービ スがあり他社より有利な料金となっているため。	8	
電話料	橋本雅道 浪速国道事 務所 大阪府枚方市南 中振3-2-3	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市生野区 勝山南2-2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	橋本雅道 浪速国道事 務所 大阪府枚方市南 中振3-2-3	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュ ニケーションズ(株) 松 山市山越3-15-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約による	8	
電話料	橋本雅道 浪速国道事 務所 大阪府枚方市南 中振3-2-3	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ関西 大阪府城東 区森之宮1-6-111	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	携帯電話については、①防災対応②気象情報伝達 ③緊急連絡を目的として職員に貸与している。携帯 電話については事務所管内のみならず、広範囲に 使用するためサービスエリアの充実している事業者 と随意契約するものである。	8	
一般乗用旅客自動車供給業務	橋本雅道 浪速国道事 務所 大阪府枚方市南 中振3-2-3	H20.4.1	京都交通信販(株) 京 都市右京区西京極浜ノ 本町70	会計法第29条の3第4項	-	93,060	-	-	上記業者には、京都市及び京都府南部地域の市 町村を営業地域とするほとんどのタクシー会社が加 盟しているため、出先の現場などから限られたタク シー会社に因らず迅速に配車することが可能であ る。特に、当事務所は京都府南部地域に第二京阪 道路の現場やそれら事業に関係する機関が多数存 在するため、移動先の同地域からの配車に最も適 しており、業務に支障なく効率的に移動することが 可能となる唯一の業者である。以上の理由により、 上記業者と随意契約するものである。	19	
第二京阪監督官詰所賃貸借料	橋本雅道 浪速国道事 務所 大阪府枚方市南 中振3-2-3	H20.4.1	佑知産業(株) 大阪府 寝屋川市香里南之町2 6-13-203	会計法第29条の3第4項	-	8,190,000	-	-	本件は、第二京阪道路建設事業の進捗のため、寝 屋川市松屋町に設ける監督官詰所に関する賃貸借 である。供給者が一に特定される賃貸借契約であ るため随意契約するものである。	5	
電話料	沢田道彦 近畿地方整 備局紀南河川国道事務 所長 和歌山県田辺市 中万呂142	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ関西 大阪府大阪 市城東区森之宮1-6 -111 近鉄森之宮ビ ル9F	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	必要な条件を満たす唯一の業者なため	8	
電話料	沢田道彦 近畿地方整 備局紀南河川国道事務 所長 和歌山県田辺市 中万呂142	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュ ニケーションズ(株) 東 京都千代田区内幸町1 -1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	必要な条件を満たす唯一の業者なため	8	

電話料	沢田道彦 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 和歌山県田辺市中万呂142	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	必要な条件を満たす唯一の業者のため	8	
タクシー料	沢田道彦 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 和歌山県田辺市中万呂142	H20.4.1	田辺西牟婁タクシー組合 和歌山県田辺市古尾12-3	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	必要な条件を満たす唯一の業者のため	19	
水道料	沢田道彦 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 和歌山県田辺市中万呂142	H20.4.1	田辺市水道事業企業出納員 和歌山県田辺市新屋敷町1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	必要な条件を満たす唯一の業者のため	8	
追録代	沢田道彦 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 和歌山県田辺市中万呂142	H20.4.1	(株)ぎょうせい 東京都杉区萩窪4-30-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	必要な条件を満たす唯一の業者のため	10	
追録代	沢田道彦 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 和歌山県田辺市中万呂142	H20.4.1	新日本法規出版(株)愛知県名古屋市中区栄1-23-20	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	必要な条件を満たす唯一の業者のため	10	
鮎水門外12件操作業務	沢田道彦 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 和歌山県田辺市中万呂142	H20.4.1	紀宝町長 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324	会計法第29条の3第4項	-	4,472,983	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
市田川浄化施設操作業務	沢田道彦 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 和歌山県田辺市中万呂142	H20.4.1	新宮市長 和歌山県新宮市春日1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,372,929	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
市田川排水機場及び市田川水門操作業務	沢田道彦 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 和歌山県田辺市中万呂142	H20.4.1	新宮市長 和歌山県新宮市春日1-1	会計法第29条の3第4項	-	4,305,414	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
相筋第1樋門外6件操作業務	沢田道彦 近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 和歌山県田辺市中万呂142	H20.4.1	新宮市長 和歌山県新宮市春日1-1	会計法第29条の3第4項	-	2,182,042	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
携帯電話料	佐古 康廣 福知山河川国道事務所 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため	19	
追録代 建設法令総覧外	佐古 康廣 福知山河川国道事務所 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	H20.4.1	(株)ぎょうせい 東京都杉区萩窪4丁目30番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	購入済みの台本と密接不可分な追録の購入であるため	19	
電話料	佐古 康廣 福知山河川国道事務所 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため	19	
タクシー料	佐古 康廣 福知山河川国道事務所 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	H20.4.1	京丹タクシー(株) 京都府福知山市長田大野下2095-27	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	タクシー料金が許可制のため価格による競争の余地がなく、当局が必要とするサービスを有する者が特定されるため	19	
追録代 判例不動産一売買外	佐古 康廣 福知山河川国道事務所 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	H20.4.1	新日本法規出版(株) 名古屋市中区栄1丁目23番20号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	購入済みの台本と密接不可分な追録の購入であるため	19	
電話料	佐古 康廣 福知山河川国道事務所 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府大阪市生野区勝山南2-2-15 N TT西日本 生野ビル2F	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため	19	
仮設倉庫賃貸借	佐古 康廣 福知山河川国道事務所 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	H20.4.1	大和リース(株)大阪本店 大阪市中央区本町橋5番20号	会計法第29条の3第4項	2,520,000	2,520,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に限定される賃貸借契約等であって該当場所であれば行政事務を行うことが不可能なため	19	
タクシー料	佐古 康廣 福知山河川国道事務所 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	H20.4.1	日本交通(株) 京都府福知山市字篠尾小字長ヶ坪115-11	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	タクシー料金が許可制のため価格による競争の余地がなく、当局が必要とするサービスを有する者が特定されるため	19	
郵便後納料	佐古 康廣 福知山河川国道事務所 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	H20.4.1	郵便事業(株) 大阪府大阪市北区大淀中1-1-52	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	郵便に関する料金	9	

ガス料金外	佐古 康廣 福知山河川 国道事務所 京都府福 知山市宇堀小字今岡24 59-14	H20.4.1	福知山市ガス水道事 業管理者 京都府福知山市宇内 記13番地の1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
平成20年度由良川排水機場 操作委託	佐古 康廣 福知山河川 国道事務所 京都府福 知山市宇堀小字今岡24 59-14	H20.4.1	福知山市 京都府福知山市内記1 3-1	会計法第29条の3第4項	8,977,500	8,977,500	100.0%	河川法第99条に基づく関係自治体への委託	4	
平成20年度由良川防災啓発 広報業務委託	佐古 康廣 福知山河川 国道事務所 京都府福 知山市宇堀小字今岡24 59-14	H20.4.1	福知山市 京都府福知山市内記1 3-1	会計法第29条の3第4項	3,717,000	3,717,000	100.0%	福知山市治水記念館管理運営協定書に基づき委 託協定を締結	3	
平成20年度道の駅「和」維持 管理業務委託	佐古 康廣 福知山河川 国道事務所 京都府福 知山市宇堀小字今岡24 59-14	H20.4.1	京丹波町 京都府船井郡京丹波 町字蒲生小字ハツ谷6 2-6	会計法第29条の3第4項	3,775,079	3,775,079	100.0%	地方自治体との協議に基づく委託契約	4	
インターネット及びVPNサービ ス料金	佐古 康廣 福知山河川 国道事務所 京都府福 知山市宇堀小字今岡24 59-14	H20.4.1	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2 丁目3-2KDDIビル	会計法第29条の3第4項	4,436,355	4,436,355	100.0%	長期継続して契約しているため、各種割引サービス があり他社より有利な料金となっているため	8	
ウィルス対策サービス料金	佐古 康廣 福知山河川 国道事務所 京都府福 知山市宇堀小字今岡24 59-14	H20.4.1	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2 丁目3-2KDDIビル	会計法第29条の3第4項	609,595	609,595	100.0%	長期継続して契約しているため、各種割引サービス があり他社より有利な料金となっているため	8	
電気料	佐古 康廣 福知山河川 国道事務所 京都府福 知山市宇堀小字今岡24 59-14	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市北区中之島3丁 目6番16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービス があり他社より有利な料金となっているため	8	
ぎょうせい追録代	伊藤 弘之 近畿地方整 備局猪名川河川事務所 大阪府池田市上池田2 -2-39	H20.4.1	(株)ぎょうせい 東京都杉並区荻窪4- 30-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	購入済みの台本と密接不可分な追録の購入である ため	19	
電話料	伊藤 弘之 近畿地方整 備局猪名川河川事務所 大阪府池田市上池田2 -2-39	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2 -2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	長期継続して契約しているため、各種割引サービス があり他社より有利な料金となっているため。	19	
京都交通信販タクシー	伊藤 弘之 近畿地方整 備局猪名川河川事務所 大阪府池田市上池田2 -2-39	H20.4.1	京都交通信販(株) 京 都市右京区西京極浜ノ 本町70	会計法第29条の3第4項	-	-	-	タクシー料金が許可制のため価格による競争の余 地がなく、当局が必要とするサービスを有する者が 特定されるため。	19	
電力料	藤野賢治 近畿地方整 備局国営飛鳥歴史公園 事務所 奈良県高市郡 明日香村大字平田538 番地	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市 北区中之島3丁目6番 16号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため。	8	
水道料	藤野賢治 近畿地方整 備局国営飛鳥歴史公園 事務所 奈良県高市郡 明日香村大字平田538 番地	H20.4.1	明日香村水道事業管 理者 奈良県高市郡明 日香村大字岡55番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため。	8	
電話専用料	藤野賢治 近畿地方整 備局国営飛鳥歴史公園 事務所 奈良県高市郡 明日香村大字平田538 番地	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2 -2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料 金になっているため	8	
平成20年度大阪地区共同溝 監視業務	西野賢治 大阪国道事 務所 大阪市城東区今 福西2-12-35	H20.4.1	日本ユーティリティサプ ウェイ(株) 東京都中央区日本橋 小伝馬町11-9	会計法第29条の3第4項	239,578,500	236,250,000	98.6%	近畿地方整備局長との間で締結された協定に基づ き監視業務を行っており、高いセキュリティを確保 し、24時間体制で常時監視出来る唯一の業者が 相手方となっているため。	19	
平成20年度道路・占用物件管 理情報処理業務	西野賢治 大阪国道事 務所 大阪市城東区今 福西2-12-35	H20.4.1	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河 町1丁目2-10	会計法第29条の3第4項	6,902,700	6,902,700	100.0%	3	行政目的を達成するのに不可欠な占用物件に関す る地理情報等を提供可能な者である同法人から提 供を受けるものであるため。	12
タクシー借上	西野賢治 大阪国道事 務所 大阪市城東区今 福西2-12-35	H20.4.1	京都市右京区西京極 浜ノ本町70番地 京都 交通信販(株)	会計法第29条の3第4項	-	認可運賃	-	タクシー料金は、国土交通省の認可運賃であるた め各業者間における競争が存在しないため。	19	
パーソナルコンピュータ賃借	西野賢治 大阪国道事 務所 大阪市城東区今 福西2-12-35	H20.4.1	大阪市北区東天満2丁 目7番12号 (株)アス テム	会計法第29条の3第4項	125,370	125,370	100.0%	3年間のリース契約を前提とした競争契約により上 記業者と契約を締結しているため	19	
パーソナルコンピュータ賃借 (その2)	西野賢治 大阪国道事 務所 大阪市城東区今 福西2-12-35	H20.4.1	大阪市北区中崎1丁目 2番23号 協和テクノ ロジズ(株)	会計法第29条の3第4項	309,015	309,015	100.0%	3年間のリース契約を前提とした競争契約により上 記業者と契約を締結しているため	19	

パーソナルコンピュータ賃貸借(その7)	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪市西区北堀江2丁目5番24号 サンワコムシスエンジニアリング(株)	会計法第29条の3第4項	86,415	86,415	100.0%		3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
プリンタ賃貸借	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪市中央区瓦町3丁目6番5号 富士ゼロックス(株)大阪営業所	会計法第29条の3第4項	153,039	153,039	100.0%		3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
プリンタ賃貸借(その4)	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	神戸市西区伊川谷町有瀬301番地 第一電子(株)	会計法第29条の3第4項	216,720	216,720	100.0%		3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
レイヤー2スイッチ賃貸借	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪市北区中崎1丁目2番23号 協和テクノロジー(株)	会計法第29条の3第4項	347,760	347,760	100.0%		3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
電子複写機賃貸借及び保守等(その4)	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪市西区西本町2丁目3番10号 コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)	会計法第29条の3第4項	310,254	310,254	100.0%		3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
電子複写機賃貸借及び保守等(その5)	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪市西区西本町2丁目3番10号 コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)	会計法第29条の3第4項	80,052	80,052	100.0%		3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
平成20年度道路管理システム端末機賃貸借	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	東京都江東区豊洲三丁目3番3号 (株)エヌ・ティ・ティ・データ	会計法第29条の3第4項	283,500	283,500	100.0%		3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
蛍光管等管球の賃貸借	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.5.7	大阪市北区与力町7番5号 福西電機(株)	会計法第29条の3第4項	175,035	175,035	100.0%		業務の性質上、他社との契約ができないため	19	
電子複写機賃貸借及び保守等(その8)	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.9.30	大阪市中央区谷町4丁目11番6号 リコー関西(株)	会計法第29条の3第4項	359,625	359,625	100.0%		3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
電子複写機賃貸借及び保守等(その9)	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.9.30	大阪市中央区谷町4丁目11番6号 リコー関西(株)	会計法第29条の3第4項	-	715,296	-		3年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため	19	
25号(御堂筋)街路樹維持作業	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市長	会計法第29条の3第4項	-	35,751,450	-		契約の性質上、他社との契約ができないため	19	
1号大日地下横断通路清掃作業	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪交通局 高速運輸部長	会計法第29条の3第4項	-	2,697,450	-		契約の性質上、他社との契約ができないため	19	
1号大日地下横断通路昇降設備維持管理作業	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪府守口市京阪本通2丁目2番5号 守口市長	会計法第29条の3第4項	-	2,001,300	-		契約の性質上、他社との契約ができないため	19	
25号新町横断歩道橋昇降設備維持管理作業	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪府柏原市安堂町1番55号 柏原市長	会計法第29条の3第4項	-	603,750	-		契約の性質上、他社との契約ができないため	19	
大阪市内自転車撤去作業	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪市建設局長	会計法第29条の3第4項	-	37,816,800	-		契約の性質上、他社との契約ができないため	19	
電気料	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	118,307,537	-		長期継続契約のため	8	
電話料金	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,378,479	-		長期継続契約のため	19	
電話料金	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	4,475,115	-		長期継続契約のため	19	
電話料金	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪市中央区博労町2-5-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-		長期継続契約のため	19	
水道料金	西野賢治 大阪国道事務所 大阪市城東区今福西2-12-35	H20.4.1	大阪市水道局 大阪市住之江区南港北1-14-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-		長期継続契約のため	8	
平成20年度道路・占用物件管理情報処理業務	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	H20.4.1	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項	4,767,000	4,759,650	99.9%	3	システム参加者が共同で利用する道路管理システムを管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人であるため。	12	

電力料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵 庫国道事務所長 廣川 誠一 兵庫県神戸市中 央区波止場町3-11	H20.4.1	関西電力(株)	会計法第29条の3第4項	-	-	-		供給者が限定されているため。	8	
ガス料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵 庫国道事務所長 廣川 誠一 兵庫県神戸市中 央区波止場町3-11	H20.4.1	大阪ガス(株)	会計法第29条の3第4項	-	-	-		供給者が限定されているため。	8	
上下水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵 庫国道事務所長 廣川 誠一 兵庫県神戸市中 央区波止場町3-11	H20.4.1	神戸市水道事業管理 者	会計法第29条の3第4項	-	-	-		供給者が限定されているため。	8	
上下水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵 庫国道事務所長 廣川 誠一 兵庫県神戸市中 央区波止場町3-11	H20.4.1	西宮市水道事業管理 者	会計法第29条の3第4項	-	-	-		供給者が限定されているため。	8	
上下水道料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵 庫国道事務所長 廣川 誠一 兵庫県神戸市中 央区波止場町3-11	H20.4.1	尼崎市水道事業管理 者	会計法第29条の3第4項	-	-	-		供給者が限定されているため。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵 庫国道事務所長 廣川 誠一 兵庫県神戸市中 央区波止場町3-11	H20.4.1	西日本電信電話(株)	会計法第29条の3第4項	-	-	-		供給者が限定されているため。	8	
電話料	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 兵 庫国道事務所長 廣川 誠一 兵庫県神戸市中 央区波止場町3-11	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ	会計法第29条の3第4項	-	-	-		供給者が限定されているため。	8	
電力料	滋賀県大津市竜が丘4 番5号 分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局滋賀 国道事務所長 福岡彰 三	H20.4.1	関西電力株 滋賀営業 所 大津市におの浜4-1 -51	会計法第29条の3第4項	-	-	-		長期継続契約	8	
衛星回線使用料	滋賀県大津市竜が丘4 番5号 分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局滋賀 国道事務所長 福岡彰 三	H20.4.1	(株)モバイルメディア ネット 東京都渋谷区道玄坂1 -21-2	会計法第29条の3第4項	1,675,534		1,675,534	100.0%	当該業者のみが履行可能	8	
電話料	滋賀県大津市竜が丘4 番5号 分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局滋賀 国道事務所長 福岡彰 三	H20.4.1	西日本電信電話(株) 福岡市博多区博多駅 中央街	会計法第29条の3第4項	-	-	-		長期継続契約	8	
ガス・水道料等	滋賀県大津市竜が丘4 番5号 分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局滋賀 国道事務所長 福岡彰 三	H20.4.1	大津市企業局企業出 納員 大津市御陵町3番1号	会計法第29条の3第4項	-	-	-		長期継続契約	8	
電話料	滋賀県大津市竜が丘4 番5号 分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局滋賀 国道事務所長 福岡彰 三	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ関西 大阪府城東区森之宮	会計法第29条の3第4項	-	-	-		長期継続契約	8	
電話料集中払	滋賀県大津市竜が丘4 番5号 分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局滋賀 国道事務所長 福岡彰 三	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪支店 料金サポ ートセンター 大阪府中央区馬場町3 -15	会計法第29条の3第4項	-	-	-		長期継続契約	8	

後納郵便	滋賀県大津市竜が丘4番5号 分任支出負担行為担当 官近畿地方整備局滋賀 国道事務所長 福岡彰 三	H20.4.1	大津中央郵便局 大津市打出浜1-4	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約	9	
電気料	津森ジュン 近畿地方整 備局琵琶湖河川事務所 滋賀県大津市黒津4-5 -1	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市 北区中之島3-6-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため	8	
ガス・水道料	津森ジュン 近畿地方整 備局琵琶湖河川事務所 滋賀県大津市黒津4-5 -1	H20.4.1	大津市企業局 大津市 国分1-14-23	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため	8	
携帯電話料	津森ジュン 近畿地方整 備局琵琶湖河川事務所 滋賀県大津市黒津4-5 -1	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永 田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため	19	
電話料	津森ジュン 近畿地方整 備局琵琶湖河川事務所 滋賀県大津市黒津4-5 -1	H20.4.1	西日本電信電話(株) 福岡市博多区博多駅 中央街	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため	19	
専用線料	津森ジュン 近畿地方整 備局琵琶湖河川事務所 滋賀県大津市黒津4-5 -1	H20.4.1	(株)ケイ・オブティコム 大阪市北区西天満5- 14-10	会計法第29条の3第4項	-	1,943,086	-	-	長期継続契約のため	19	
回線使用料	津森ジュン 近畿地方整 備局琵琶湖河川事務所 滋賀県大津市黒津4-5 -1	H20.4.1	KDDI(株) 東京都新 宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	-	4,707,780	-	-	長期継続契約のため	19	
電話料	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ関西 大阪市北区梅田1-1 0-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
電話料	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュ ニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸 町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
電話専用料	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2 -2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
水道料	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	奈良市水道事業管理 者 奈良市法連寺町264 1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
水道料	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	奈良市長 奈良市二条大路南1- 1-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
後納郵便料	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	会計法第29条の3第4項	-	1,448,000	-	-	郵便に関する料金 (会計法第29条の3第4号)	9	
追録(建設法令総覧 他)	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1 -18-11	会計法第29条の3第4項	-	1,750,000	-	-	購入済みの台本と密接不可分な追録の購入である ため。	12	
追録(建築関係JIS要覧)他	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	新日本法規出版(株) 大阪市中央区平野町2 -1-12	会計法第29条の3第4項	-	1,780,000	-	-	購入済みの台本と密接不可分な追録の購入である ため。	12	
十津川道路建設監督官連絡室 建物借料	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	十津川村助役 奈良県吉野郡十津川 村大字小原225-1	会計法第29条の3第4項	-	981,738	-	-	協議委託随意契約	5	
道の駅「針TRS」維持管理作 業	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	奈良市長 奈良市二条大路南1- 1-1	会計法第29条の3第4項	-	20,659,545	-	-	協議委託随意契約	4	
電力料金	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市北区中之島3- 6-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
ガス料金	村田重雄 奈良国道事 務所 奈良市大宮町3- 5-11	H20.4.1	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4 -1-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
平成20年度道路占用物件管 理情報処理業務	見坂茂範 京都国道事 務所 京都市下京区西 洞院通塩小路下の南不 動堂町808	H20.4.1	東京都千代田区平河 町1丁目2番10号 (財)道路管理センター	会計法第29条の3第4項	4,921,350	4,921,350	100.0%	4	当該財団法人が「道路管理システム」を開発し、道 路管理者及び関係公益事業者(水道、下水道、通 信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者 が共同利用し、共同で費用負担して運営している データベースシステムである。	12	

電気料	見坂茂範 京都国道事務所 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	H20.4.1	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力(株)	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため (電力を供給できる者は、市内に1社しか確認できないため)	8	
電話料	見坂茂範 京都国道事務所 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	H20.4.1	東京都千代田区永田町2-11-1 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため (提供を受ける者の、割引制度を適用しているため)	8	
ガス料	見坂茂範 京都国道事務所 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	H20.4.1	大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス(株)	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため (ガスを供給できる者は、市内に1社しか確認できないため)	8	
水道料	見坂茂範 京都国道事務所 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	H20.4.1	京都市中京区寺町通御地上る本能寺前町488番地 京都市公営企業管理者上下水道局長	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため (水を供給できる者は、市内に1者しか確認できないため)	8	
電話料	見坂茂範 京都国道事務所 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	H20.4.1	大阪市中央区馬場町3番15号 西日本電信電話(株)	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため (提供を受ける者が、一括割引を適用しており、集中払いとしているため)	8	
光ファイバ賃借	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都営繕事務所 京都市左京区川端東入丸太町34-12	H20.4.1	(株)ケイオプティコム	会計法第29条の3第4項	1,785,000	1,785,000	100.0%	-	当該業者以外の業者と契約した場合、著しく国に不利な契約となるおそれがある場合であること	1	
電子複写機の保守及び消耗品等供給	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都営繕事務所 京都市左京区川端東入丸太町34-12	H20.4.1	京都ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	63,000	63,000	100.0%	-	当該業者以外の業者と契約した場合、著しく国に不利な契約となるおそれがある場合であること	1	
複写電送装置賃借	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局京都営繕事務所 京都市左京区川端東入丸太町34-12	H20.4.1	住信・松下ファイナンスサービス(株)	会計法第29条の3第4項	2,835	2,835	100.0%	-	当該業者以外の業者と契約した場合、著しく国に不利な契約となるおそれがある場合であること	1	
電話料金	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約を行うことにより各種割引サービスが有効となっており、著しく有利な価格でサービスを受けることができるため。	8	
電話料金	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約を行うことにより各種割引サービスが有効となっており、著しく有利な価格でサービスを受けることができるため。	8	
水道料金	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	宍粟市長 兵庫県宍粟市山崎町今宿6番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	相手方は水道法第6条の2に定められた水道事業者であり、当該地域における唯一の事業者であるため。	8	
水道料金	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	姫路市公営企業管理者 兵庫県姫路市安田4丁目1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	相手方は水道法第6条の2に定められた水道事業者であり、当該地域における唯一の事業者であるため。	8	
馬路川排水機場操作業務委託	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	3,895,500	3,895,500	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
真砂排水樋門操作業務委託	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	306,936	306,936	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
前川樋門他2操作業務委託	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	たつの市長 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1	会計法第29条の3第4項	1,074,276	1,074,276	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
高砂樋門操作業務委託	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	高砂市長 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1	会計法第29条の3第4項	414,363	414,363	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
大西排水樋門他5操作委託業務	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	宍粟市長 兵庫県宍粟市山崎町今宿6番地	会計法第29条の3第4項	1,841,616	1,841,616	100.0%	-	当業務は、河川法第99条に定められた委託業務であり、地方公共団体以外に委託することができないため。	1	
タクシー借上	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	京都交通通信販 京都市右京区西京極浜ノ本町70	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	タクシー料金は地域ごとの認可制料金となっており、価格による競争を行う余地が存在しない。 その前提の元では当該相手方が全国で使用可能なタクシー共通乗車券の取扱いを行っている上、共通乗車券綴りの発行に手数料が不要となっている唯一の事業者であり、当該相手方と契約することが最も有利と認められるため。	14	

後納郵便料	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	郵政民営化に伴い郵便事業には複数の事業者が参入したものの、全国どこへでも配達することが義務となっている一般信書便事業に関しては、現在のところ当該事業者のみとなっており競争の余地がないため。	9	
電話料(携帯)	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・コムモ北陸 石川県金沢市西都1-5	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約をしているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため	8	
衛星回線使用料	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	(株)モバイルメディア ネット 東京都渋谷区道玄坂1-21-2 新南平台東急ビル6F	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	行政システムに対応する衛星回線システム設備を保有する者が同一であるため	8	
インターネット	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約をしているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため	8	
電話料集中払	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約をしているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため	8	
片川排水機場外1件操作業務	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	坂井市長 福井県坂井市坂井町下新庄1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,659,042	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
中川水門外1件操作業務	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	若狭町長 福井県三方上中郡若狭町中央1-1	会計法第29条の3第4項	-	629,748	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
市ヶ瀬樋門外1件操作業務	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	小浜市長 福井県小浜市大手町6-3	会計法第29条の3第4項	-	629,748	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
志比塚樋門外1件操作業務	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	永平寺町長 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4	会計法第29条の3第4項	-	629,748	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
電話料	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪市中央区博労町2-5-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約をしているため、各種割引サービスがあり他社より有利な料金となっているため	8	
平成20年度道の駅「河野」維持管理業務委託	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	南越前町長 福井県南条郡南越前町東大道29-1	会計法第29条の3第4項	-	6,268,500	-	-	維持管理協定(H9. 11. 19締結)に基づくもの(会計法29条の3第4項)	4	
後納郵便料	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	郵便に関する料金(会計法29条の3第4項)	9	
狐川樋門外2件操作業務	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	福井県知事 福井県福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	-	1,024,002	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
平成20年度中部縦貫自動車道建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	福井県知事 福井県福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	-	132,971,000	-	-	文化財発掘調査(会計法29条の3第4項)	4	
ガス料	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	福井市企業管理者 福井県福井市大手3-13-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
水道料	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	福井市企業管理者 福井県福井市大手3-13-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
底喰川樋門外4件操作業務	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.4.1	福井市長 福井県福井市大手3-10-1	会計法第29条の3第4項	-	1,812,510	-	-	河川法第99条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	1	
平成20年度浄化槽維持管理業務	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.5.20	福井県環境保全(業) 福井県福井市角折町8-3	会計法第29条の3第4項	1,279,950	1,279,950	100.0%	-	場所が限定されることにより、当該地域で実施できる業者が他にいないため。	5	
基本行政通知・処理基準追録外	三輪 準二 福井河川国道事務所 福井県福井市花堂南2-14-7	H20.8.25	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-1	会計法第29条の3第4項	-	3,578,830	-	-	購入済みの台本と密接不可分な追録の購入であるため	19	
和歌山市域樋門等操作業務	桑島偉倫 和歌山河川国道事務所 和歌山市西汀丁16番	H20.4.1	和歌山市七番丁23 和歌山市長	会計法第29条の3第4項	-	3,433,500	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められている	1	
紀の川市域樋門等操作業務	桑島偉倫 和歌山河川国道事務所 和歌山市西汀丁16番	H20.4.1	紀の川市西大井338 紀の川市長	会計法第29条の3第4項	-	9,872,100	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められている	1	
岩出市域樋門等操作業務	桑島偉倫 和歌山河川国道事務所 和歌山市西汀丁16番	H20.4.1	岩出市西野209 岩出市長	会計法第29条の3第4項	-	1,243,200	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められている	1	

かつらぎ町域樋門等操作業務	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	伊都郡かつらぎ町大字 丁ノ町2160 かつらぎ町長	会計法第29条の3第4項	-	5,445,300	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められて いる	1	
橋本市域樋門等操作業務	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	橋本市東家1-1-1 橋本市長	会計法第29条の3第4項	-	6,939,450	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められて いる	1	
五條市域樋門等操作業務	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	五條市本町1-1-1 五條市長	会計法第29条の3第4項	-	3,809,400	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められて いる	1	
JR紀勢線高架化工事に伴う事 業損失調査業務	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	和歌山市七番丁23 和歌山市長	会計法第29条の3第4項	-	2,462,250	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められて いる	1	
電力料	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	大阪市北区中之島3- 6-16 関西電力(株)	会計法第29条の3第4項	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務につい て、供給又は提供を受ける	8	
電話料	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	福岡市中央区白金1- 20-3 エヌ・ティ・ ティ・コミュニケーション ズ株	会計法第29条の3第4項	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務につい て、供給又は提供を受ける	8	
電話料	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	和歌山市1番丁5番地 NTT西日本	会計法第29条の3第4項	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務につい て、供給又は提供を受ける	8	
電話料	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	東京都千代田区永田 町2-11-1 (株)N TTドコモ	会計法第29条の3第4項	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務につい て、供給又は提供を受ける	8	
水道料	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	和歌山市七番丁23 和歌山市公営企業管 理者	会計法第29条の3第4項	-	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務につい て、供給又は提供を受ける	8	
後納郵便料	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	大阪市北区梅田3-2 -4 大阪中央郵便局 共通事務センター	会計法第29条の3第4項	-	-	-	郵便に関する料金	9	
建物賃貸借料(橋本道路建設 監督官詰所)	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	橋本市東家1-1-15 (有)粉徳	会計法第29条の3第4項	-	-	-	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能 であることから場所が限定され、供給人が一に特定 される賃貸借契約	5	
資源サーバー賃貸借	桑島偉倫 和歌山河川 国道事務所 和歌山市 西汀丁16番	H20.4.1	大阪市中央区城見1- 4-24 NECリース(株)関西 支社	会計法第29条の3第4項	-	-	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められて いる	1	
電気料	牟禮輝久 淀川ダム統 合管理事務所 枚方市 山田池北町10-1	H20.4.1	関西電力(株) 大阪市北区中之島3- 6-16	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
ガス料	牟禮輝久 淀川ダム統 合管理事務所 枚方市 山田池北町10-1	H20.4.1	大阪ガス(株) 高槻市藤の里町39- 6	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
電話料	牟禮輝久 淀川ダム統 合管理事務所 枚方市 山田池北町10-1	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ 大阪市城東区森之宮1 -6-111	会計法第29条の3第4項	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料 金になっているため	19	
電話料	牟禮輝久 淀川ダム統 合管理事務所 枚方市 山田池北町10-1	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪市生野区勝山南2 -2-15	会計法第29条の3第4項	-	-	-	供給可能な者が一に特定されるため	8	
當積算システムRIBC賃貸 借	藤田 武彦 中国地方整備局 広島市中区上八丁堀6 -30	H20.4.1	(財)建築コスト管理シ ステム研究所	会計法第29条の3第4項	1,224,300	1,224,300	100.0%	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報に ついて当該情報を提供することが可能なものから提 供を受けるもの	12	
企業情報提供	藤田 武彦 中国地方整備局 広島市中区上八丁堀6 -31	H20.4.1	(財)建設業技術者セ ンター	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報に ついて当該情報を提供することが可能なものから提 供を受けるもの	12	
建設業情報管理システム電算 処理業務	藤田 武彦 中国地方整備局 広島市中区上八丁堀6 -32	H20.4.1	(財)建設業情報管理 センター	会計法第29条の3第4項	2,575,800	2,575,800	100.0%	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報に ついて当該情報を提供することが可能なものから提 供を受けるもの	12	
宅地建物取引業免許事務処理 システム電算処理等業務	藤田 武彦 中国地方整備局 広島市中区上八丁堀6 -33	H20.4.1	(財)不動産適正取引 推進機構	会計法第29条の3第4項	2,052,534	2,052,534	100.0%	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報に ついて当該情報を提供することが可能なものから提 供を受けるもの	12	
道路・占用物件管理情報処理 業務	上坂克巳中国地方整備 局広島国道事務所広島 市南区東雲2-13-28	H20.4.1	(財)道路管理センター	会計法第29条の3第4項	5,324,550	5,324,550	100.0%	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報に ついて当該情報を提供することが可能なものから提 供を受けるもの	12	
宿舍賃貸借	祢屋 誠四国地方整備 局香川県高松市サン ポート3-33	H20.4.1	野崎水産海運(有)香 川県さぬき市鴨庄385 4	会計法第29条の3第4項	-	876,000	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定 される賃貸借契約	5	

官報公告料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	独立行政法人 国立印刷局東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	-	1,742,685	-	法令に基づき一般競争入札公告の掲載先が特定されるため	1	
追録(現行法規総覧ほか)	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.5.26	第一法規(株)東京都港区南青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	-	623,190	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録(現行日本法規ほか)	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.5.26	(株)ぎょうせい東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	-	2,428,702	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録(土木施工管理関係法規集ほか)	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.5.26	新日本法規出版(株)高松市扇町3-14-11	会計法第29条の3第4項	-	823,560	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録(電波法令集ほか)	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.5.26	(財)電気通信振興会東京都豊島区駒込2-3-10	会計法第29条の3第4項	-	7,765	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録(人事院規則及関係法規)	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.5.26	(株)仲法社東京都品川区東五反田1-4-11	会計法第29条の3第4項	-	24,130	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.6.27	(株)大成出版社東京都世田谷区羽根木1-7-11	会計法第29条の3第4項	-	168,402	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.6.27	東京法令出版(株)長野市南千歳町1005	会計法第29条の3第4項	-	118,400	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	木村昌司四国地方整備局高松市サンポート3-33	H20.7.7	三協法規出版(株)東京都新宿区新宿1-2-7-1	会計法第29条の3第4項	-	15,820	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	木村昌司四国地方整備局高松市サンポート3-33	H20.7.7	エヌ・ジェイ出版販売(株)大阪市北区西天満6-8-1	会計法第29条の3第4項	-	6,875	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
平成20年度 共架料	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	四国電力(株)丸亀営業所丸亀市大手町3-2-1	会計法第29条の3第4項	-	33,075	-	場所が限定されることにより、供給業者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成20年度 添架料	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	西日本電信電話(株)香川支店高松市観光通1-8-2	会計法第29条の3第4項	-	45,360	-	場所が限定されることにより、供給業者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成20年度 宿舍建物賃貸借	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	2,124,000	-	場所が限定されることにより、供給業者が一つに特定される賃貸借契約	5	
電話料	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ(株)東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	1,950	-	長期継続契約による	8	
電話料(一般)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	179,469	-	長期継続契約による	8	
水道料	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	まんのう町水道事業管理者香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	会計法第29条の3第4項	-	4,366,498	-	長期継続契約による	8	
下水道料	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	まんのう町助役香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	会計法第29条の3第4項	-	1,745,150	-	長期継続契約による	8	
電話料(一般・市外)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	KDDI(株)東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	-	24,542	-	長期継続契約による	8	
下水道料(宿舍)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	琴平町長香川県仲多度郡琴平町榎井817-10	会計法第29条の3第4項	-	5,615	-	長期継続契約による	8	
水道料(宿舍)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	琴平町長香川県仲多度郡琴平町榎井817-10	会計法第29条の3第4項	-	4,500	-	長期継続契約による	8	

電話料(携帯)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	96,141	-		長期継続契約による	8	
追録(現行法規総覧)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12	H20.6.24	第一法規(株)東京都港区青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	-	123,200	-		既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録(国土交通省会計関係例規集)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12	H20.7.2	(株)大成出版社東京都世田谷区羽根木1-7-11	会計法第29条の3第4項	-	13,578	-		既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
図書(都市計画法の運用Q&A)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12	H20.5.19	(株)ぎょうせい東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	-	9,200	-		既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録(集録建築法規 香川県版外)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12	H20.5.20	新日本法規出版(株)高松市扇町3-14-11	会計法第29条の3第4項	-	322,322	-		既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	財団法人不動産適正取引推進機構東京都港区虎ノ門3-8-21第33森ビル3階	会計法第29条の3第4項	2,052,534	2,052,534	100.0%		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するのと同時に、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。 また、すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省(当時:建設省)と47都道府県との間での取り決めにより、上記法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な稼働が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。 以上の理由から、本業務については、財団法人不動産適正取引推進機構と随意契約を締結するもの	4	
建設業情報管理システム電算処理業務	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.7.14	(財)建設業情報管理センター東京都中央区新川1-4-1	会計法第29条の3第4項	-	712,530	-		全国50万社の建設業者情報を管理する業務であり、全国の行政庁(47都道府県など)との取り決めにより、契約の相手方がーに定められているため	4	
ケーブルテレビ受信料	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.4.1	(株)池田ケーブルネットワーク徳島県三好市池田町ウエノ3114-3	会計法第29条の3第4項	-	21,420	-		必要帯域が唯一確保できる業者であるため	12	
官報公告料	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.5.26	独立行政法人 国立印刷局東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	-	7,350	-		法令に基づき一般競争入札公告の掲載先が特定されるため	6	
追録	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.4.21	(株)ぎょうせい東京都杉並区荻窪4-30-16	会計法第29条の3第4項	-	49,446	-		既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.4.21	東京法令出版(株)長野市南千歳町1005	会計法第29条の3第4項	-	38,543	-		既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	

追録	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.5.1	(財)電気通信振興会 東京都豊島区駒込2- 3-10	会計法第29条の3第4項	-	8,525	-		既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.5.9	(株)大成出版社東京 都世田谷区羽根木1- 7-11	会計法第29条の3第4項	-	44,506	-		既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.7.3	第一法規(株)東京都 港区南青山2-11-1 7	会計法第29条の3第4項	-	41,840	-		既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.7.8	新日本法規出版(株) 高松市扇町3-14-1 1	会計法第29条の3第4項	-	452,600	-		既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
電話料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.4.21	西日本電信電話(株) 高松市観光通1-8- 2	会計法第29条の3第4項	-	788,540	-		長期継続契約による	8	
電話料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.5.1	KDDI(株)東京都新宿 区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	-	74,463	-		長期継続契約による	8	
電話料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.5.14	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ四国高松市錦町2 -4-8	会計法第29条の3第4項	-	362,047	-		長期継続契約による	8	
庁舎電気料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.5.14	四国電力(株)高松市 丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	3,035,155	-		長期継続契約による	8	
上下水料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.5.13	四国中央市水道事業 会計四国中央市村松 町236	会計法第29条の3第4項	-	38,880	-		長期継続契約による	8	
後納郵便料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.5.9	郵便事業(株)東京都 千代田区霞ヶ関1-3 -2	会計法第29条の3第4項	-	113,770	-		法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
共架料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.4.1	(株)NTT西日本-四 国 高知事業部高知市 帯屋町2-5-11	会計法第29条の3第4項	-	21,840	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
共架料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.4.1	(株)NTT西日本-四 国 徳島事業部徳島市 西大工町2-5-1	会計法第29条の3第4項	-	88,200	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
共架料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.4.1	西日本電信電話(株) 愛媛支店松山市一番 町4-3	会計法第29条の3第4項	-	47,880	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
共架料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.4.1	四国電力(株)高知支 店高知市本町4-1- 11	会計法第29条の3第4項	-	265,545	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
共架料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.4.1	四国電力(株)新居浜 支店新居浜市徳常町5 -15	会計法第29条の3第4項	-	196,560	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
共架料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.4.1	四国電力(株)三島営 業所四国中央市中曾 根町1680-1	会計法第29条の3第4項	-	164,010	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
共架料	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.4.1	四国電力(株)池田支 店三好市池田町シマ9 30-3	会計法第29条の3第4項	-	111,510	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料(大野警報所)	横山嘉夫吉野川ダム統 合管理事務所徳島県三 好市池田町西山谷尻42 35-1	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

土地借料(古田雨量観測所)	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料(丸笹テレメータ局舎)	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.4.1	箱助林業(株)今治市黄金町2-1-3	会計法第29条の3第4項	-	-	24,912	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料(繁藤テレメータ局舎)	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.4.1	四国電力(株)高知支店高知市本町4-1-11	会計法第29条の3第4項	-	-	3,600	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料(一字雨量観測所)	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料(川測放流警報板)	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料(光ケーブル整備に伴う支線設置用地)	横山嘉夫吉野川ダム統合管理事務所徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
追録	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	(株)大成出版社東京都世田谷区羽根木1-7-11	会計法第29条の3第4項	-	-	42,885	既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	(財)電気通信振興会東京都豊島区駒込2-3-10	会計法第29条の3第4項	-	-	11,197	既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	第一法規(株)東京都港区南青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	-	-	50,350	既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	新日本法規出版(株)香川県高松市扇町3-14-11	会計法第29条の3第4項	-	-	685,650	既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	(株)ぎょうせい東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	-	-	1,207,378	既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
電話料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	-	2,594,418	長期継続契約による	8	
電話料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	KDDI(株)東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	-	-	361,182	長期継続契約による	8	
電話料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ(株)東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	307,753	長期継続契約による	8	
電話料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・コム東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	-	1,449,118	長期継続契約による	8	
電話料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	(株)STNet香川県高松市春日町1735-3	会計法第29条の3第4項	-	-	259,875	長期継続契約による	8	
後納郵便料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	郵便事業(株)東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	-	261,880	法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
ガス代	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	四国ガス(株)高知県高知市棧橋通5-1-51	会計法第29条の3第4項	-	-	1,316,550	長期継続契約による	8	
電気料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	四国電力(株)香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	-	16,503,039	長期継続契約による	8	
農業用水使用料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	新居土地改良区高知県土佐市新居1954-6	会計法第29条の3第4項	-	-	18,060	長期継続契約による	8	
電線施設添架料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	-	139,230	長期継続契約による	8	
管理用通信線共架料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	四国電力(株)香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	-	232,470	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	8	

管理用通信線共架料	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	四国電力(株)香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	28,350	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	8	
事業用地借入 計7件	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
事業所用地借入 計1件	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
水門等操作及び点検整備業務	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	高知市長高知県高知市本町5-1-45	会計法第29条の3第4項	-	3,164,015	-		当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
水門等操作及び点検整備業務	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	土佐市長高知県土佐市高岡町甲2017-1	会計法第29条の3第4項	-	5,125,240	-		当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
水門等操作及び点検整備業務	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	いの町長高知県吾川郡いの町1700-1	会計法第29条の3第4項	-	9,008,150	-		当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
水門等操作及び点検整備業務	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	日高村長高知県高岡郡日高村本郷61-1	会計法第29条の3第4項	-	1,600,460	-		当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
水門等操作及び点検整備業務	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	香美市長高知県香美市土佐山田町宝町1-2-21	会計法第29条の3第4項	-	2,366,420	-		当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
水門等操作及び点検整備業務	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	南国市長高知県南国市大そね甲2301	会計法第29条の3第4項	-	758,860	-		当該地において地形状況、水文状況に精通し、水門等操作が行える体制を確実に維持できる必要があるため	4	
追録	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.8.5	(株)ぎょうせい東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	-	243,000	-		既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.8.5	(株)大成出版社東京都世田谷区羽根木1丁目7-11	会計法第29条の3第4項	-	5,079	-		既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.7.9	新日本法規出版(株)高松市扇町3丁目14-11	会計法第29条の3第4項	-	173,400	-		既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.8.5	第一法規(株)東京都港区南青山2丁目11-17	会計法第29条の3第4項	-	5,440	-		既存圖書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
水道料	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	大洲市愛媛県大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	-	99,414	-		長期継続契約による	8	
電話料(KDDI)	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	KDDI(株)東京都新宿区西新宿2丁目3-2	会計法第29条の3第4項	-	68,875	-		長期継続契約による	8	
電話料(NTT)	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	468,640	-		長期継続契約による	8	
電話料(ドコモ)	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	685,972	-		長期継続契約による	8	
後納郵便料	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	郵便事業(株)東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	172,740	-		法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
電気料	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	四国電力(株)香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	1,602,819	-		長期継続契約による	8	
管理用通信線共架料	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	四国電力(株)大洲営業所愛媛県大洲市若宮535-2	会計法第29条の3第4項	-	22,680	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
肱川町宿舎借上	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
倉庫借上	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
庁舎敷地賃貸借	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	39,756	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
倉庫敷地賃貸借	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	9,084	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

進入路敷地賃貸借	徳永 良雄山鳥坂ダム 工事事務所愛媛県大洲 市肱川町予子林6-4	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	66,456	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
天川観測所敷地の借地	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
後納郵便料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.5.15	郵便事業(株)香川県 高松市高松町角屋22 93-1	会計法第29条の3第4項	-	526,775	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
電気料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.5.14	四国電力(株)香川県 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	41,245,488	-	長期継続契約による	8	
水道料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.21	丸亀市水道事業管理 者香川県丸亀市大手 町2-3-1	会計法第29条の3第4項	-	167,091	-	長期継続契約による	8	
水道料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.5.8	高松市水道事業管理 者香川県高松市番町1 -10-14	会計法第29条の3第4項	-	1,122,711	-	長期継続契約による	8	
水道料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.30	観音寺市水道局香川 県観音寺市坂本町1- 1-1	会計法第29条の3第4項	-	143,562	-	長期継続契約による	8	
水道料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.18	香川県東かがわ市企 業出納員香川県東か がわ市湊1847-1	会計法第29条の3第4項	-	47,880	-	長期継続契約による	8	
水道料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.5.13	普通寺水道事業香川 県普通寺市文京町2- 1-1	会計法第29条の3第4項	-	30,830	-	長期継続契約による	8	
水道料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.5.9	坂出市水道局香川 県坂出市室町2-3-5	会計法第29条の3第4項	-	25,682	-	長期継続契約による	8	
水道料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.18	綾川町水道事業 綾川 町長香川県綾歌郡綾 川町滝宮299	会計法第29条の3第4項	-	270,396	-	長期継続契約による	8	
水道料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.21	まんのう町助役香川 県仲多度郡まんのう町吉 野下430	会計法第29条の3第4項	-	174,612	-	長期継続契約による	8	
再生水利用料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.30	高松市長香川県高松 市番町1-8-15	会計法第29条の3第4項	-	5,039	-	長期継続契約による	8	
電話料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.24	西日本電信電話(株) 香川県高松市観光通1 -8-2	会計法第29条の3第4項	-	4,528,243	-	長期継続契約による	8	
電話料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.23	NTTコミュニケーショ ンズ(株)東京都千代田 区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	602,448	-	長期継続契約による	8	
電話料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.4.18	(株)エヌ・ティ・エ コム四国支社東京都千 代田区永田町2-11 1	会計法第29条の3第4項	-	1,793,752	-	長期継続契約による	8	
電話料	藤堂 卓英香川河川国 道事務所香川県高松市 高松町2422-1	H20.5.9	KDDI(株)東京都新宿 区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	-	587,398	-	長期継続契約による	8	
ケーブルテレビ受信料	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	西予CATV(株)愛媛 県西予市宇和町卯之 町二丁目449番地	会計法第29条の3第4項	-	42,840	-	長期継続契約による	8	
電話料	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	279,746	-	長期継続契約による	8	
電話専用料	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	108,045	-	長期継続契約による	8	
後納郵便料	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	郵便事業(株)東京都 千代田区霞が関一丁 目3番2号	会計法第29条の3第4項	-	72,690	-	長期継続契約による	8	
電気料	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	四国電力(株)香川県 高松市丸の内2番5号	会計法第29条の3第4項	-	2,937,313	-	長期継続契約による	8	
電線共架料	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	四国電力(株)香川県 高松市丸の内2番5号	会計法第29条の3第4項	-	305,235	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
電線共架料	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	西日本電信電話(株) 大阪府大阪市中央区 馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	60,480	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

追録	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	(株)ぎょうせい東京都 中央区銀座7丁目4- 12	会計法第29条の3第4項	-	11,300	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
追録	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	新日本法規出版(株) 名古屋市中区栄1-23- 20	会計法第29条の3第4項	-	216,900	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
追録	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	第一法規(株)東京都 港区南青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	-	31,000	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
追録	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	(株)大成出版社東京 都世田谷区羽根木1- 7-11	会計法第29条の3第4項	-	18,243	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
追録	佐藤 清次郎野村ダム 管理所愛媛県西予市野 村町野村8-153-1	H20.4.1	(財)電気通信振興会 東京都豊島区駒込2丁 目3番10号	会計法第29条の3第4項	-	9,295	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
電話料	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	西日本電信電話(株)大 阪市中央区馬場町3- 15	会計法第29条の3第4項	-	346,511	-	長期継続 契約による	8	
電話料	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	NTTコミュニケーショ ンズ(株)東京都千代田 区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	6,623	-	長期継続 契約による	8	
電話料	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	(株)NTTドコモ四国支 社高松市錦町2-4- 8	会計法第29条の3第4項	-	559,412	-	長期継続 契約による	8	
後納郵便料	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	郵政事業(株)東京都 台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	28,060	-	法令等 により契約 の相手方が 特定される ため	9	
電気料	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	四国電力(株)香川県 高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	3,964,907	-	長期継続 契約による	8	
水道料	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	高松市香川県高松市 番町1-10-14	会計法第29条の3第4項	-	29,137	-	長期継続 契約による	8	
土地賃貸借	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が 特定される ことにより、 供給者が一 に特定され る賃貸借契 約	5	
追録「不動産登記先例・判例要 旨集」外(新日本法規出版)	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	新日本法規出版(株) 香川県高松市扇町3- 14-11	会計法第29条の3第4項	-	57,250	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
追録「法令解説資料総覧」	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	第一法規(株)東京都 港区南青山2-11-1 7	会計法第29条の3第4項	-	34,150	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
追録「水利権実務ハンドブック」 外(大成出版社)	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	(株)大成出版社東京 都世田谷区羽根木1- 7-11	会計法第29条の3第4項	-	39,662	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
追録「公共事業紛争関係資料 集」外(ぎょうせい)	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	(株)ぎょうせい東京都 杉並区荻窪4-30-1 6	会計法第29条の3第4項	-	150,810	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
追録「JIS土建A」外(日本規格 協会)	上路 茂四国技術事務 所香川県高松市牟礼町 牟礼1545	H20.4.1	(財)日本規格協会 四 国支部香川県高松市 寿町2-2-10	会計法第29条の3第4項	-	60,060	-	既存図書 の追録版の 購入契約で あり、供給 可能な業者 が一のため	10	
管理用通信線添架料	夕部真一大渡ダム管理 所高知県吾川郡仁淀川 町高瀬3815	H20.4.1	西日本電信電話(株) 高知市帯屋町2-5- 11	会計法第29条の3第4項	-	24,360	-	場所が 限定される ことにより、 供給者が一 つに特定さ れる賃貸借 契約	8	
管理用通信線共架料	夕部真一大渡ダム管理 所高知県吾川郡仁淀川 町高瀬3815	H20.4.1	四国電力(株)高知支 店高知市本町4-1- 11	会計法第29条の3第4項	-	19,845	-	場所が 限定される ことにより、 供給者が一 つに特定さ れる賃貸借 契約	8	
放流警報線共架料	夕部真一大渡ダム管理 所高知県吾川郡仁淀川 町高瀬3815	H20.4.1	四国電力(株)須崎營 業所須崎市青木町7- 3	会計法第29条の3第4項	-	2,835	-	場所が 限定される ことにより、 供給者が一 つに特定さ れる賃貸借 契約	8	
管理用通信線共架料	夕部真一大渡ダム管理 所高知県吾川郡仁淀川 町高瀬3815	H20.4.1	四国電力(株)須崎營 業所須崎市青木町7- 3	会計法第29条の3第4項	-	89,775	-	場所が 限定される ことにより、 供給者が一 つに特定さ れる賃貸借 契約	8	
後納郵便料	夕部真一大渡ダム管理 所高知県吾川郡仁淀川 町高瀬3815	H20.4.1	郵便事業(株)東京都 台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	69,080	-	法令等 により契約 の相手方が 特定される ため	9	
電気料	夕部真一大渡ダム管理 所高知県吾川郡仁淀川 町高瀬3815	H20.4.1	四国電力(株)高松市 丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	6,855,145	-	長期継続 契約による	8	
水道料	夕部真一大渡ダム管理 所高知県吾川郡仁淀川 町高瀬3815	H20.4.1	佐川町助役高知県高 岡郡佐川町甲1650- 2	会計法第29条の3第4項	-	10,939	-	長期継続 契約による	8	

電話料	夕部真一大渡ダム管理所高知県吾川郡仁淀川町高瀬3815	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	449,332	-	長期継続契約による	8	
電話料	夕部真一大渡ダム管理所高知県吾川郡仁淀川町高瀬3815	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	381,688	-	長期継続契約による	8	
電話料	夕部真一大渡ダム管理所高知県吾川郡仁淀川町高瀬3815	H20.4.1	KDDI(株)東京都新宿区西新宿1-20-1	会計法第29条の3第4項	-	49,472	-	長期継続契約による	8	
美川雨量観測所敷地土地借料	夕部真一大渡ダム管理所高知県吾川郡仁淀川町高瀬3815	H20.4.1	久万高原町長愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212	会計法第29条の3第4項	-	819	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
小田雨量観測所敷地使用料	夕部真一大渡ダム管理所高知県吾川郡仁淀川町高瀬3815	H20.4.1	四国森林管理局高知市丸ノ内1-3-30	会計法第29条の3第4項	-	3,000	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
電話料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	会計法第29条の3第4項	-	1,692,462	-	長期継続契約による	8	
後納郵便料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	郵政事業(株)東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	会計法第29条の3第4項	-	191,540	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
電話料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ(株)東京都千代田区区内幸町1丁目1番6号	会計法第29条の3第4項	-	235,195	-	長期継続契約による	8	
電話料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,139,286	-	長期継続契約による	8	
電気料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	四国電力(株)香川県高松市丸の内2番5号	会計法第29条の3第4項	-	8,192,254	-	長期継続契約による	8	
宿舍敷地借上料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍敷地賃貸借料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	5,393,736	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	780,000	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	720,000	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舍賃貸借料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
反射板用地賃貸借料	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
電気料	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	四国電力(株)徳島県三好市池田町シマ930-3	会計法第29条の3第4項	-	5,638,926	-	長期継続契約による	8	
水道料(三好市井川町)	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	三好市収入役徳島県三好市池田町シマチ1500-2	会計法第29条の3第4項	-	46,990	-	長期継続契約による	8	
水道料(三好市池田町)	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	三好市水道事業 出納取扱金融機関徳島県三好市池田町シマチ1500-2	会計法第29条の3第4項	-	5,775	-	長期継続契約による	8	
水道料(大豊町)	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	大豊町 会計管理者高知県長岡郡大豊町高須231	会計法第29条の3第4項	-	13,860	-	長期継続契約による	8	
水道料(本山町)	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	本山町長高知県長岡郡本山町本山504	会計法第29条の3第4項	-	17,230	-	長期継続契約による	8	
電話料(NTTその1)	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	西日本電信電話(株)徳島県徳島市西大工町2-5-1	会計法第29条の3第4項	-	583,165	-	長期継続契約による	8	
電話料(NTTその2)	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	西日本電信電話(株)徳島県徳島市西大工町2-5-1	会計法第29条の3第4項	-	3,115,608	-	長期継続契約による	8	
電話料(NTTコミュニケーションズ)	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ(株)愛媛県松山市山越3-15-15	会計法第29条の3第4項	-	493,386	-	長期継続契約による	8	

電話料(KDDI)	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	KDDI(株)東京都新宿区西新宿2丁目3-2	会計法第29条の3第4項	-	283,715	-	長期継続契約による	8
電話料(NTTドコモ)	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ徳島県徳島市北常三島1-6-1	会計法第29条の3第4項	-	1,481,822	-	長期継続契約による	8
後納郵便料	石塚忠範四国山地砂防事務所徳島県三好市井川町西井川68-1	H20.4.1	郵便事業(株)徳島県三好市池田町マテ2173-7	会計法第29条の3第4項	-	208,200	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	9
OCNサービス料	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ福岡市中央区白金1-20-3	会計法第29条の3第4項	-	186,150	-	長期継続契約による	8
インターネット接続サービス料	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	(株)STNet高松市春日町1735-3	会計法第29条の3第4項	-	136,500	-	長期継続契約による	8
電話料	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	西日本電信電話(株)福岡市博多区博多駅中央街博多郵便局私書箱112号	会計法第29条の3第4項	-	5,113,691	-	長期継続契約による	8
電話料	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ高松市錦町2-4-8	会計法第29条の3第4項	-	1,949,285	-	長期継続契約による	8
ガス料	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	四国ガス(株)高知支店高知市棧橋通5-1-51	会計法第29条の3第4項	-	23,963	-	長期継続契約による	8
電気料	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	四国電力(株)高知市本町4-1-11	会計法第29条の3第4項	-	58,897,627	-	長期継続契約による	8
電話料	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	KDDI(株)東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	-	80,623	-	長期継続契約による	8
追録(新日本法規出版)	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	新日本法規出版(株)香川県高松市扇町三丁目14-11	会計法第29条の3第4項	-	969,100	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10
追録(ぎょうせい)	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	(株)ぎょうせい東京都江東区新木場1丁目18-11	会計法第29条の3第4項	-	1,547,730	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10
追録(日本加除出版)	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	日本加除出版(株)東京都豊島区南長崎3丁目16-6	会計法第29条の3第4項	-	91,773	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10
追録(第一法規)	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	第一法規(株)東京都港区南青山2丁目11-17	会計法第29条の3第4項	-	107,690	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10
追録(東京法令出版)	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	東京法令出版(株)長野市南千歳町1005	会計法第29条の3第4項	-	46,100	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10
追録(電気通信振興会)	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	(財)電気通信振興会東京都豊島区駒込2丁目3-10	会計法第29条の3第4項	-	20,920	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10
追録(大成出版)	荻野宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	(株)大成出版社東京都世田谷区羽根木1丁目7-11	会計法第29条の3第4項	-	44,420	-	既存図書の追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10
後納郵便料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	郵便事業(株)東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	395,650	-	法令等により契約の相手方が特定されるため	9
水道料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	黒潮町高知県幡多郡黒潮町入野2019	会計法第29条の3第4項	-	5,640	-	長期継続契約による	8
水道料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	四万十町高知県高岡郡四万十町茂串町3-2	会計法第29条の3第4項	-	32,100	-	長期継続契約による	8
水道料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	構原町会計管理者高知県高岡郡構原町1444-1	会計法第29条の3第4項	-	3,420	-	長期継続契約による	8
水道料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	宿毛市企業出納員宿毛市桜町2-1	会計法第29条の3第4項	-	25,265	-	長期継続契約による	8
水道料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	四万十市収入役四万十市中村大橋通4-10	会計法第29条の3第4項	-	47,955	-	長期継続契約による	8
電話料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国出納責任者高松市サンポート2-1	会計法第29条の3第4項	-	2,035,575	-	長期継続契約による	8

電話料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	167,093	-	長期継続契約による	8	
電気料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	四国電力(株)高松市丸ノ内2-5	会計法第29条の3第4項	-	22,842,612	-	長期継続契約による	8	
平成20年度添架料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	西日本電信電話(株)高知市常屋町2-5-1	会計法第29条の3第4項	-	89,880	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成20年度共架料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	四国電力(株)高松市丸ノ内2-5	会計法第29条の3第4項	-	254,310	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	橘生産森林組合四万十市西土佐橋1028-4	会計法第29条の3第4項	-	200	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成20年度 RIBC賃貸借	衿屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	財団法人 建築コスト管理システム研究所東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル	会計法第29条の3第4項	1,181,040	1,181,040	100.0%	(財)建築コスト管理システム研究所は、公共建築のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究及び開発等を行い公共建築のコスト管理システムの近代化を推進する事を目的に設立され、公共建築の積算等に関して高度な専門知識を持つ人材を有する研究所である。同研究所の「営繕積算システムRIBC」は、各府省庁の統一基準である「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事内訳書標準書式」に基づく積算システムで、特に複合単価においては、毎年行われる標準歩掛りの改正及び市場単価の追加に的確に対応している。また、同システムは間違いのない確実な計算及び高い機密性を保持するなど公共建築工事の積算においてその使用に耐える性能を有している唯一のシステムである。なお、同システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の意向を基に同研究所が開発し、著作権及び著作者人格権を有している。システムの賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っており、同研究所が有している著作権及び著作者人格権の行使しており本システムを使用できる唯一の法人である。よって、会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号により、(財)建築コスト管理システム研究所と随意契約を結ぶものである。	1	
平成20年度河川防災ステーション管理業務委託	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.1	大洲市長大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	-	2,261,698	-	肱川河川防災ステーション管理協定に基づく委託契約による	4	
平成20年度 要津寺谷川樋門外操作業務委託	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.1	大洲市大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	-	3,614,803	-	大洲市との協議による	4	
電話専用料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.18	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,363,634	-	長期継続契約による	8	
電話料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.18	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,146,287	-	長期継続契約による	8	
電話料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.21	NTTコミュニケーションズ(株)東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	30,794	-	長期継続契約による	8	
電話料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.18	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,783,729	-	長期継続契約による	8	

電話料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.5.12	KDDI(株)東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	-	364,473	-	長期継続契約による	8	
後納郵便料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.5.9	郵便事業(株)東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	498,400	-	長期継続契約による	9	
電気料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.18	四国電力(株)香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	59,368,180	-	長期継続契約による	8	
水道料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.5.26	西予市水道事業(宇和)西予市長愛媛県西予市宇和町卯之町3-434-1	会計法第29条の3第4項	-	6,200	-	長期継続契約による	8	
水道料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.5.9	大洲市水道事業企業出納員 大野 謙一愛媛県大洲市大洲690-1	会計法第29条の3第4項	-	123,096	-	長期継続契約による	8	
水道料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.18	宇和島市水道事業会計愛媛県宇和島市柿原甲1950	会計法第29条の3第4項	-	84,170	-	長期継続契約による	8	
土地借料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.1	(宗)出石寺 神山 諦典愛媛県大洲市豊茂乙1	会計法第29条の3第4項	-	80,931	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.1	麓 賢愛媛県松山市小坂4-19-16	会計法第29条の3第4項	-	4,459	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.1	内子町会計管理者愛媛県喜多郡内子町平岡甲168	会計法第29条の3第4項	-	63,612	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.1	加藤 守彦滋賀県大津市里5-6-8	会計法第29条の3第4項	-	40,055	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.1	村上 聖愛媛県大洲市北只707	会計法第29条の3第4項	-	236	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
追録	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.6.25	(株)ぎょうせい東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	-	1,325,168	-	既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.7.25	新日本法規出版(株)高松支社香川県高松市扇町3-14-11	会計法第29条の3第4項	-	276,050	-	既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.6.25	第一法規(株)東京都港区青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	-	89,590	-	既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.6.25	(株)大成出版社東京都世田谷区羽根木1-7-11	会計法第29条の3第4項	-	23,729	-	既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.5.26	(有)愛媛県官報販売所愛媛県松山市三番町4-6-13	会計法第29条の3第4項	-	16,485	-	既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.5.26	(財)電気通信振興会東京都豊島区駒込2-3-10	会計法第29条の3第4項	-	8,525	-	既存図書を追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
一般国道28号本州四国連絡道路(神戸淡路鳴門自動車道)における電気通信設備保守の委託契約	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	KDDI(株)東京都新宿区西新宿2丁目3-2	会計法第29条の3第4項	-	73,869	-	協定に基づく負担金	19	
一般国道33号松山外環状道路インター線水文調査に係る委託契約	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.6.13	松山市長愛媛県松山市二番町4丁目7番地2	会計法第29条の3第4項	-	2,359,350	-	協定に基づく負担金	19	
一般国道33号松山外環状道路インター線水文調査及道路構造物設計に係る委託契約	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.6.13	愛媛県知事愛媛県松山市北持田町132番地	会計法第29条の3第4項	-	23,699,550	-	協定に基づく負担金	19	
管理用通信線共架料	藤田 元中助川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	四国電力(株)中村支店高知県四万十市中村大橋6-9-21	会計法第29条の3第4項	-	91,665	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	8	
管理用通信線添架料	藤田 元中助川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	西日本電信電話(株)高知支店高知県高知市帯屋町2-5-11	会計法第29条の3第4項	-	3,360	-	長期継続契約による	8	
庁舎敷地借上料	藤田 元中助川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

庁舎敷地借上料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
庁舎敷地借上料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
後納郵便料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	有岡郵便局高知県四万十市有岡字久保1844-2	会計法第29条の3第4項	-	-	119,560	長期継続契約による	9	
電話料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	-	424,601	長期継続契約による	8	
電話料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ(株)東京都千代田区幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	56,742	長期継続契約による	8	
電話料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国香川県高松市錦町2丁目4-8	会計法第29条の3第4項	-	-	166,709	長期継続契約による	8	
電話料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	KDDI(株)東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	-	-	43,247	長期継続契約による	8	
電気料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	四国電力(株)香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	-	3,750,389	長期継続契約による	8	
水道料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	宿毛市企業出納員高知県宿毛市桜町2-1	会計法第29条の3第4項	-	-	117,635	長期継続契約による	8	
水道料	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.4.1	西カナ市水道事業企業出納員高知県四万十市中村大橋通4-1	会計法第29条の3第4項	-	-	10,445	長期継続契約による	8	
追録(電波法令集)	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.5.20	(財)電気通信振興会東京都豊島区駒込2-3-10	会計法第29条の3第4項	-	-	3,235	既存図書	10	追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため
追録(河川法令便覧)	藤田 九中筋川総合開発工事事務所高知県宿毛市平田町戸内1692	H20.5.20	(株)大成出版社東京都世田谷区羽根木1-7-11	会計法第29条の3第4項	-	-	5,820	既存図書	10	追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため
H20年度建物借料(徳島建設監督官)	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	大和リース(株)高松支店高松市今里町2-12-19	会計法第29条の3第4項	-	-	2,793,420	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
ガス代	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	四国ガス(株)徳島支店徳島市北出来島町1-26-2	会計法第29条の3第4項	-	-	1,431,444	長期継続契約による	8	
ケーブルテレビ基本利用料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	ケーブルテレビ徳島(株)徳島市新蔵町1-17	会計法第29条の3第4項	-	-	71,820	長期継続契約による	8	
回線専用料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ(株)東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	-	3,399,687	長期継続契約による	8	
管理用通信線共架料金	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	四国電力(株)徳島支店徳島市寺島本町東2-29	会計法第29条の3第4項	-	-	446,040	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
管理用通信線共架料金	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	四国電力(株)池田支店徳島県三好市池田町シマ930-3	会計法第29条の3第4項	-	-	178,605	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
管理用通信線添架料金	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府大阪市馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	-	309,120	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
携帯電話料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国支社高松市サンポート2-1	会計法第29条の3第4項	-	-	2,363,874	長期継続契約による	8	
後納郵便料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	郵便事業(株)東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	-	732,595	法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
事業用地借地等 計67件	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	21,675,872	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成20年度建物賃借料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	

水道料(吉野川貞光出張所外)	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	つるぎ町水道事業 つるぎ町長徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	会計法第29条の3第4項	-	26,130	-	長期継続契約による	8	
水道料(吉野川美馬出張所外)	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	美馬市水道事業管理者徳島県美馬市美馬町字大宮西48-2	会計法第29条の3第4項	-	27,300	-	長期継続契約による	8	
追録代	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	第一法規(株)東京都港区南青山2-11-17	会計法第29条の3第4項	-	116,680	-	既存図書 of 追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録代	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	(株)ぎょうせい東京都江東区新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	-	1,386,870	-	既存図書 of 追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録代	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	(株)大成出版社東京都世田谷区羽根木1-7-11	会計法第29条の3第4項	-	9,960	-	既存図書 of 追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録代	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	(財)電気通信振興会東京都豊島区駒込2-3-10	会計法第29条の3第4項	-	3,235	-	既存図書 of 追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録代	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	日本加除出版(株)東京都豊島区南長崎3-16-6	会計法第29条の3第4項	-	43,945	-	既存図書 of 追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
追録代	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	新日本法規出版(株)高松市扇町3-14-11	会計法第29条の3第4項	-	440,300	-	既存図書 of 追録版の購入契約であり、供給可能な業者がーのため	10	
電気料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	四国電力(株)高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	76,348,381	-	長期継続契約による	8	
電話料(088)654-2211外	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	3,082,788	-	長期継続契約による	8	
電話料(0883)22-1251外	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ(株)東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	-	838,344	-	長期継続契約による	8	
土地借上料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所以限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借上料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所以限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借上料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-	場所以限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	エヌティティアセットプランニング四国(株)松山市山越3-15-45	会計法第29条の3第4項	-	94,138	-	場所以限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	美馬市長徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5	会計法第29条の3第4項	-	15,000	-	場所以限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地借料	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	鳴門市鳴門市撫養町南浜字東浜170	会計法第29条の3第4項	-	22,500	-	場所以限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
日和佐テレビ共同受信組合料(日和佐国道出張所)	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	日和佐テレビ共同受信組合 組合長徳島県海部郡美波町奥河内字寺前493-6	会計法第29条の3第4項	-	3,600	-	唯一の受信組合である	5	
平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	徳島県知事徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	-	12,827,178	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	吉野川市長徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1	会計法第29条の3第4項	-	481,320	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	美馬市長徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5	会計法第29条の3第4項	-	7,845,516	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	つるぎ町長徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	会計法第29条の3第4項	-	1,049,868	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	東みよし町徳島県三好郡東みよし町加茂3360	会計法第29条の3第4項	-	1,131,300	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	三好市長徳島県三好市池田町シンマチ1500-2	会計法第29条の3第4項	-	2,844,768	-	河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	

平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	阿波市長徳島県阿波市阿波町東原173	会計法第29条の3第4項	-	3,449,460	-		河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	鳴門市長鳴門市撫養町南浜字東浜170	会計法第29条の3第4項	-	645,588	-		河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	松茂町長徳島県板野郡松茂町広島字東浦30	会計法第29条の3第4項	-	641,760	-		河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成20年度 水門等操作及び点検整備業務	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	北島町長徳島県板野郡北島町中村字上地23-1	会計法第29条の3第4項	-	347,180	-		河川法第99条に基づき、地方公共団体へ委託している。	1	
平成20年度土地借料(徳島建設監督官)	佐々木一英徳島河川国道事務所徳島県徳島市上吉野町3-35	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
乗用自動車借上(タクシー使用料)	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	高松共同集金(株)高松市中野町27-13	会計法第29条の3第4項	-	60,370	-		高松市内においてタクシー共同チケットの発行と回収を行っている相手方との契約のため	19	
通行料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	西日本高速道路(株)高松市朝日町4-1-3	会計法第29条の3第4項	-	11,789,713	-		法令等により契約の相手方が特定されるため	1	
通行料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	本州四国連絡高速道路(株)神戸市垂水区名谷町549	会計法第29条の3第4項	-	216,609	-		法令等により契約の相手方が特定されるため	1	
通行料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	阪神高速道路(株)大阪市港区石田3-1-25	会計法第29条の3第4項	-	2,160	-		法令等により契約の相手方が特定されるため	1	
電気料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	四国電力(株)高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	10,171,036	-		長期継続契約による	8	
電話料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	2,358,547	-		長期継続契約による	8	
電話料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	NTTコミュニケーションズ松山市山越3-15-15	会計法第29条の3第4項	-	2,403,612	-		長期継続契約による	8	
電話料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国高松市サンポート2-1	会計法第29条の3第4項	-	6,128,589	-		長期継続契約による	8	
電話料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	KDDI(株)東京都新宿区西新宿2-3-2	会計法第29条の3第4項	-	2,537,793	-		長期継続契約による	8	
郵便料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	郵便事業(株)東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	1,764,040	-		法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
NHK放送受信料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	日本放送協会高松市錦町1-12-7	会計法第29条の3第4項	-	7,970,860	-		法令等により契約の相手方が特定されるため	1	
敷地賃貸料	祢屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	(宗)雲辺寺徳島県三好郡池田町白地ノロウチ763	会計法第29条の3第4項	-	91,944	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃借料	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
土地賃借料	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	-	会計法第29条の3第4項	-	-	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
電話料	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	西日本電信電話(株)大阪府大阪市中央区馬場町3-15	会計法第29条の3第4項	-	5,628,801	-		長期継続契約による	8	
携帯電話料	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国支社香川県高松市サンポート2-1	会計法第29条の3第4項	-	1,975,994	-		長期継続契約による	8	
後納郵便料	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	郵便事業(株)東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項	-	417,295	-		法令等により契約の相手方が特定されるため	9	
電気料(四国電力)	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	四国電力(株)香川県高松市丸の内2-5	会計法第29条の3第4項	-	62,997,674	-		長期継続契約による	8	
水道料(四国中央市)	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	四国中央市水道事業会計愛媛県四国中央市村松236	会計法第29条の3第4項	-	35,730	-		長期継続契約による	8	

水道料(新居浜市)	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	新居浜市水道事業会計 新居浜市長 佐々木龍愛媛県新居浜市一宮町1-5-1	会計法第29条の3第4項	-	8,110	-		長期継続契約による	8	
水道料(小松地区)	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	西条市水道事業(小松地区)西条市長愛媛県西条市明屋敷164	会計法第29条の3第4項	-	3,484	-		長期継続契約による	8	
管理用通信線添架料	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	西日本電信電話(株)愛媛支店愛媛県松山市一番町4-3	会計法第29条の3第4項	-	86,520	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
管理用通信線共架料(その2)	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	四国電力(株)三島営業所愛媛県四国中央市曾根町1680-1	会計法第29条の3第4項	-	46,305	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
管理用通信線共架料(その1)	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	四国電力(株)松山支店愛媛県松山市湊町6-6-2	会計法第29条の3第4項	-	87,885	-		場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
平成20年度地震情報提供業務	柗屋 誠四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	(財)日本気象協会 四国支店高松市寿町2丁目3番11号	会計法第29条の3第4項	-	949,788	-		契約の相手方である(財)日本気象協会は、気象業務を行う国土交通省気象庁所管の公益法人で、気象庁が保有する気象情報の提供などの業務を行っているところで、地震情報通報システムへ地震情報を提供しており、双方のシステムの互換性から提供に関して信頼性が高く、且つ地震情報通報システムの運用においても手戻りがなく、最も経済的であると考え。	12	
宅地建物取引業免許事務等処理システム管理・運営等業務	支出負担行為担当官九州地方整備局長 鈴木 克宗 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H20.4.1	(財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項	2,052,534	2,052,534	100.0%		都道府県を含む全ての行政庁が同一のシステムを利用する必要があり、取り決め書により当該相手方を唯一の契約相手方として定めているため。	2	
記者会見情報提供業務	支出負担行為担当官九州地方整備局長 鈴木 克宗 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H20.4.1	(株)衛星チャンネル 東京都渋谷区神宮前1-3-12	会計法第29条の3第4項	319,725	319,725	100.0%		大臣等の会見情報等を迅速かつ正確に入手するには衛星チャンネルの配信サイトしかないため	12	
時事行財政情報提供業務	支出負担行為担当官九州地方整備局長 鈴木 克宗 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H20.4.1	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	1,312,500	1,312,500	100.0%		中央省庁及び地方自治体等の行財政に係る時事の動向等について、迅速かつ幅広い情報収集ができ、また、各種統計情報のデータ保有も充実しているのは、時事通信社が配信しているサイトしかないため	12	
総合的文書管理システムサーバ1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 鈴木 克宗 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H20.4.1	日立キャピタル(株) 福岡市博多区店屋町1-35	会計法第29条の3第4項	229,435	229,435	100.0%		平成22年度に全府省統一の新文書管理システムに移行する予定であり、その新システムはサーバが不用であるため、移行するまでの間については、再リースを行うものである。	19	
ダム用機械設備(その1)保管業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長 豊口 佳之 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317	H20.4.1	(株)アーステクニカ 東京都中央区新川1-22-11	会計法第29条の3第4項	10,794,000	10,720,500	99.3%		本件は、平成11年度に転用整備及び製作を行った一次破砕設備を仮置保管するものである。現在同設備は、製作工事の請負者及び関連会社の敷地に保管している。保管業務の契約を他社と行う場合、仮設備の郵送費用が必要となるため、現在の保管場所へ引き続き保管を行うことが経済的に有利である。	14	
ダム用機械設備(その2)保管業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長 豊口 佳之 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317	H20.4.1	荏原エンジニアリングサービス(株)九州支店 福岡県福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル	会計法第29条の3第4項	14,196,000	14,196,000	100.0%		本件は、平成14年度に製作を行った濁水処理設備を仮置保管するものである。現在同設備は、製作工事の請負者及び関連会社の敷地に保管している。保管業務の契約を他社と行う場合、仮設備の郵送費用が必要となるため、現在の保管場所へ引き続き保管を行うことが経済的に有利である。	14	
竜門ダム周辺施設管理業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 菊池川河川事務所長 山本 祐二 熊本県山鹿市山鹿178	H20.4.1	菊池市長 熊本県菊池市隈府888	会計法第29条の3第4項	6,940,500	6,940,500	100.0%		この委託の遂行にあたっては、ダムの利活用推進や、ダム周辺の美化活動への住民参加の推進に寄与することが求められる。また、河川法99条では「地方公共団体への委託」として河川管理施設等の河川の維持管理が委託できることを明示している。以上のことから、本委託を円滑且つ的確に実施するには、当該ダムが位置している菊池市が唯一の契約相手と判断するものである。	1	

津江導水路還元施設保守点検委託	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 菊池川河川事務所長 山本 祐二 熊本県山鹿市山鹿178	H20.4.2	日田市長 大分県日田市田島2丁目6-1	会計法第29条の3第4項	18,369,000	18,369,000	100.0%		本委託の遂行にあたっては、当該施設が農業用水、生活雑用水といった地域生活と密接な施設であることから、平常時の的確な維持管理はもちろんのこと、災害等の事故により支障が生じた場合の速やかな対応が求められる。また、河川法第99条の「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」との規定に基づき地方公共団体に委託するものであり、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、日田市が唯一の契約相手と判断するものである。	1	
菊池市管内堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 菊池川河川事務所長 山本 祐二 熊本県山鹿市山鹿178	H20.5.1	菊池市長 熊本県菊池市隈府888	会計法第29条の3第4項	19,577,963	19,577,963	100.0%		本委託の遂行にあたっては、河川法第99条の「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」との規定及び河川法施行令第54条の「政令で定める河川管理施設は、水門、排水機等その維持又は操作の及ぼす影響が委託をしようとする地方公共団体の区域に限られるものとする。」に基づき地方公共団体に委託するものであり、本委託を円滑且つ的確に遂行するためには、菊池市が唯一の契約相手と判断するものである。	1	
山鹿市鹿本町管内堤防等周辺美化委託	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 菊池川河川事務所長 山本 祐二 熊本県山鹿市山鹿178	H20.5.1	山鹿市長 熊本県山鹿市山鹿978番地	会計法第29条の3第4項	6,228,876	6,228,876	100.0%		本委託の遂行にあたっては、河川法第99条の「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」との規定及び河川法施行令第54条の「政令で定める河川管理施設は、水門、排水機等その維持又は操作の及ぼす影響が委託をしようとする地方公共団体の区域に限られるものとする。」に基づき地方公共団体に委託するものであり、本委託を円滑且つ的確に遂行するためには、山鹿市が唯一の契約相手と判断するものである。	1	
平成20年度立野ダム埋蔵文化財調査・整理	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 立野ダム工事事務所長 坂元 武信 熊本市下南部1丁目4-73	H20.4.1	熊本県知事 潮谷 義子 熊本市水前寺6-18-1	会計法第29条の3第4項	30,421,000	30,421,000	100.0%		本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。契約相手方は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っていることから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、唯一の契約相手と判断されるため。	19	
南九州西回り自動車道埋蔵文化財発掘調査・整理・報告書作成委託業務	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 高木 章次 鹿児島県鹿児島市浜町2-5	H20.4.1	鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 鹿児島市鴨池新町10番1号	会計法第29条の3第4項	263,067,000	263,067,000	100.0%		本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。契約相手方は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っていることから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、唯一の契約相手と判断されるため。	1	
官報公告等掲載	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	6,273,225	6,273,225	100.0%	-	国が行う特定調達契約については、国の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令の規定により官報に掲載することとされている。官報掲載にあたっては、(独)国立印刷局が官報発行(掲載)を行う唯一の機関であるため。	6	
建設行政新聞購入(定期刊行物)	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(株)建設行政新聞社 北海道札幌市白石区平和通4丁目北3番12号	会計法第29条の3第4項	1,814,400	1,814,400	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっていることから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入のため。	10	

北海道通信購入(定期刊行物)	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	4,158,000	4,158,000	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっていることから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入のため。	10	
北海道新聞外5点購入(定期刊行物)	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(有)北海道新聞 中田 専売所 北海道札幌市東区北1 1条 東3丁目	会計法第29条の3第4項	3,402,096	3,402,096	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっていることから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入のため。	10	
開発こうほう外1点購入(定期刊行物)	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(財)北海道開発協会 北海道札幌市北区北 11条西2-10-4 セン ラル札幌北ビル	会計法第29条の3第4項	1,779,360	1,779,360	100.0%	-	当該書籍の購入は、当該法人が本書の唯一の発行・販売元であるため、その者から直接購入せざるを得ないため。	10	
「インターネット行政情報サービス」(iJANP)提供業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5 -15-8	会計法第29条の3第4項	6,174,000	6,174,000	100.0%	-	北海道開発局では、時々刻々発生する事項を北海道開発行政に反映するため、官公庁の 動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース等の情報の提供を受ける必要がある。(株)時事通信社の「iJAMP」は上記情報のほか、過去10~11年まで遡れるデータベースを有している。これらの情報を、インターネットを利用し、職員のクライアントパソコンで見られる よう、情報サービスを行っている唯一の機関であるため。	12	
平成20年度北海道開発局例規集データベース更新外業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	第一法規株式会社 東京都港区南青山2- 11-17	会計法第29条の3第4項	9,387,000	9,387,000	100.0%	-	本業務の平成20年度の使用に当たっては、例規集データベース検索システム及び現行法規検索システムを相互にリンクさせながら、共に円滑に稼働させることが必要条件であるところ、第一法規株式会社(以下「同社」という。)のみが、両システムを一体不可分の既存システムとして確立させており、かつ、両システムにつき著作権法第17条第1項に基づいて著作権を有していることから、同社以外には、本件の目的を満たすことができる者は認められない。また、年度途中に行う例規集データベースの更新に当たっても、検索プログラムに適合する更新を行うことができ、かつ、現行システム全体の稼働に支障を与えないことが必要条件であるところ、著作権法第20条第1項に定める権利を有する同社以外にこれを満たすことができる者は認められないため。	12	
営繕積算システムRIBCの賃貸借	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3 丁目19番14号	会計法第29条の3第4項	1,124,550	1,124,550	100.0%	9	「営繕積算システムRIBC」は、各府省庁の統一基準である「公共建築工事基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事内訳書標準書式」に基づく積算システムで、特に複合単価においては、毎年行われる標準歩掛りの改正及び市場単価の追加に的確に対応している。また、間違いのない確実な計算及び高い機密性を保持するなど、公共建築工事においてその使用に耐えうる性能を有する唯一の積算システムである。なお、同システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の意向を基に同研究所が開発したものであり、同研究所がシステムの賃貸借及びサポートに係る業務履行できる唯一の者であるため。(地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が定められているため)	12	

宅地建物取引業免許システム 電算処理等業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(財)不動産適正取引 推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目 8番21号	会計法第29条の3第4項	2,052,534	2,052,534	100.0%	5	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「免許行政庁」という。)が同一のデータベースに自らが免許した宅地建物取引業者(以下「宅建業者」という。)に係る専任の宅地建物取引主任者(以下「専取」という。)等の業者データ等を登録することにより、①宅建業者間における専取の名義貸し等を防止する。②宅建業者の免許情報等を免許行政庁間で共有することにより、宅建業者に対する免許審査及び指導監督業務を適正に行う。③法令又は規程上閲覧させることが義務づけられている宅建業者、建設業者、マンション管理業者及び建設関連業者(測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタント)の名簿等のうち、国土交通大臣が免許、許可又は登録した業者についての閲覧情報を提供させる。これらを目的として行うものであり、その稼働に当たっては、極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。(財)不動産適正取引推進機構は、消費者の保護及び宅地建物取引業の健全な発展に寄与することを目的に設立された公益法人であること、宅地建物取引業免許事務処理システム等の開発を行いシステムのハード・ソフトの両面に習熟していること、宅地建物取引業免許事務処理システムの運用・管理について宅地建物取引業免許行政庁(国土交通省及び都道府県)において同財団法人を「管理・運営機関」とする取決めがされていること、また、現在まで宅地建物取引業免許事務処理システム等について安定的な稼働を行ってきたことから、本業務を処理させることのできる唯一の団体であるため。	12	
企業情報提供業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	6	本業務は、建設工事の入札・契約及び施工の適正な執行を図るため、建設業者に関する最新の「建設業許可情報」、「企業の経営規模、経営状況、技術力等を客観的な基準で審査した経営事項審査情報」及び「監理技術者資格者証の情報」等のデータの提供を受けるものであり、これらの情報を集積し、提供できるシステムを保有している法人は他にはないため。	12	
道路交通情報に関する業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	会計法第29条の3第4項	-	83,235,000	-	5	本法人は、警察・道路管理者両者の持つ道路交通情報を収集し、道路利用者に対し、より正確かつ詳細な情報を迅速に提供することを目的として設立することを閣議報告された団体であり、必要となるシステムや全国ネットワークを有するとともに、道路交通法に基づき事務の委託を受けた唯一の団体であるため。	1	
高速道路通行料	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5-1-22	会計法第29条の3第4項	1,981,000	1,981,000	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、クレジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の法人であるため。	14	
官報公告等掲載契約	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1丁目9丁目	H20.4.1	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	2,343,640	2,343,640	100.0%	-	国が行う特定調達契約については、国の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令の規定により官報に掲載することとされている。官報掲載にあたっては、(独)国立印刷局が官報発行(掲載)を行う唯一の機関であるため。	6	
札幌北農業事務所 篠津中央二期地区 石狩川頭首工工事記録映画撮影等	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1丁目9丁目	H20.4.15	(株)北洋映画社 北海道札幌市厚別区厚別東五条4-1-6	会計法第29条の3第4項	4,662,000	4,515,000	96.8%	-	他の者をして過去の映像を編集する場合、著作権を有する製作者の同意が必要となるが、当該業者は著作者人格権行使の意思表示をしており、他の者では著作者人格権が障害となり本件を実施することができないため、当該業者が「唯一の契約の相手方」となるため。	12	
札幌開発総合庁舎じん芥処理業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1丁目9丁目	H20.4.1	(財)札幌市環境事業公社 北海道札幌市中央区北一条東1-4-1 サン経成ビル内	会計法第29条の3第4項	3,768,607	3,768,607	100.0%	-	事業系一般廃棄物収集運搬の唯一の許可業者であるため。	19	

高速道路通行料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5- 1-22	会計法第29条の3第4項	6,986,200	6,986,200	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、クレジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の法人であるため。	14	
定期刊行物北海道通信日刊建設版	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.4.1	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっていることから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入のため。	10	
定期刊行物 建設行政新聞 購入(単価契約)	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.4.1	(株)建設行政新聞社 北海道札幌市白石区 平和通4丁目北3番 12号	会計法第29条の3第4項	1,663,200	1,663,200	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっていることから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入のため。	10	
樺戸(二期)地区 徳富ダム仮 設備管理委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.4.1	西空知広域水道企業 団 北海道樺戸郡新十津 川町字 大和232番20	会計法第29条の3第4項	4,607,205	4,607,205	100.0%	-	西空知広域水道企業団は、雨竜町、新十津川町及び浦臼町にわたる上水道を運営管理しており、適切な濁水処理技術を有するとともに、既設上水道取水施設の管理者であり仮設濁水処理施設との一体的な維持管理体制を執ることができる。	4	
南長沼地区 換地計画等調査 委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.6.2	南長沼土地改良区 北海道夕張郡長沼町 中央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	19,495,634	19,495,634	100.0%	-	農業者の個人情報等を中心に調査等を行うものであり、公共機関による調査が必要である。南長沼土地改良区は、農地の権利関係について農業委員会を通じて把握しているため。	12	
美唄地区 農家経済状況等調 査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.6.30	美唄市農業協同組合 北海道美唄市大通り東 1条北1丁目2-1	会計法第29条の3第4項	3,892,329	3,892,329	100.0%	-	美唄市農業協同組合は、本調査に係る特定の個人情報等を唯一有しており、当該情報等を提供することが可能であるため。	12	
由仁地区 地域住民参加型事 業推進調整委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.7.3	由仁町 北海道夕張郡由仁町 新光200番地	会計法第29条の3第4項	4,918,765	4,918,765	100.0%	-	当該整備による地域住民等に裨益する間接的な効用を踏まえ、将来にわたり当該地域住民等にも主体的に整備後施設の維持管理に参加してもらうため、受益農家や多くの地域住民等の意向等について包括的調整を行うことが重要となる。由仁町は、行政の立場から、公共の範囲に係る、受益農家や地域住民間等の詳細な利害関係などを知り得る立場にあり、それらを踏まえた包括的かつ公正な意向等の整理ができる機関であるため。	4	
由仁地区 区画整理事業推進 調整等委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.7.11	由仁土地改良区 北海道夕張郡由仁町 本町151番地	会計法第29条の3第4項	6,834,907	6,834,907	100.0%	-	賦課金徴収等の個人情報が含まれる賦課台帳を保有し、受益地の変動を常に把握しており、用水路等農業水利施設の管理者であるため。	12	
道央用水(三期)地区 栗山地 域事業推進調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.8.12	栗山土地改良区 北海道夕張郡栗山町 松風3丁目299番地3	会計法第29条の3第4項	4,955,812	4,955,812	100.0%	-	土地の権利関係等の個人情報が含まれる賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているため。	12	
道央用水(三期)地区 由仁地 域事業推進調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.8.12	由仁土地改良区 北海道夕張郡由仁町 本町151番地	会計法第29条の3第4項	4,826,559	4,826,559	100.0%	-	土地の権利関係等の個人情報が含まれる賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているため。	12	
道央用水(三期)地区 夕張地 域事業推進調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.8.12	夕張土地改良区 北海道夕張市沼ノ沢2 13番地27	会計法第29条の3第4項	1,123,412	1,123,412	100.0%	-	土地の権利関係等の個人情報が含まれる賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているため。	12	
道央用水(三期)地区 空知地 域事業推進調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.8.12	北海道土地改良区 北海道岩見沢市6条西 7丁目1番地	会計法第29条の3第4項	3,768,433	3,768,433	100.0%	-	土地の権利関係等の個人情報が含まれる賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているため。	12	
道央用水(三期)地区 長沼地 域事業推進調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.8.12	長沼土地改良区 北海道夕張郡長沼町 中央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	3,917,898	3,917,898	100.0%	-	土地の権利関係等の個人情報が含まれる賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているため。	12	
道央用水(三期)地区 恵庭地 域事業推進調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.8.12	恵庭土地改良区 北海道恵庭市島松東 町3丁目6番12号	会計法第29条の3第4項	4,075,654	4,075,654	100.0%	-	土地の権利関係等の個人情報が含まれる賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているため。	12	
道央用水(三期)地区 南長沼 地域事業推進調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.8.12	南長沼土地改良区 北海道夕張郡長沼町 中央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	4,044,598	4,044,598	100.0%	-	土地の権利関係等の個人情報が含まれる賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているため。	12	